

《研究ノート》

中世徳政令から考える貨幣の機能

深 浦 厚 之

Abstract

This is the preliminary essay to explore the another way of explanation of the function of money, by mentioning the historical events, such as the benevolence rules introduced by the Middle Age central authorities in Japan. The benevolence rules forced a creditor to cancel out or reschedule the debt repayments, which contradicts the principal of the exchange economy and limits the functions of money as the exchange medium. We conclude the textbook explanation for market mechanism is effective to deal with this issue and the benevolence rules can be categorized into two types, according to the preference order.

Keywords: benevolence rule, lexicographical order, forgiveness of debts

1 はじめに

本稿は交換のどのような性質が貨幣を導出するのか、逆に貨幣のどのような機能が交換を成立せしめるのかを問うための試論であり、交換が否定される経済を想定することがそのための方法論として妥当かどうかを問うものである。経済学で用いられる多くの分析ツールや概念は交換経済を前提とするため、この小論では自発的交換が事後的に否定される事態を想定し、そこか

ら遡って貨幣の機能と交換の関係を問い直してみたい。議論の端緒として日本中世の徳政令を取り上げるが、あくまで交換の特異な類型として取り扱うものであり歴史学上の評価に踏み込むわけではない。

以下の議論を通して、標準的な市場分析ツールは徳政令の構造を理解する上で有効であり、徳政令のプロタイプとされる永仁徳政令（1298）とその約100年後に頻発した土一揆に伴う徳政令の相違を明らかにできる。さらにそこから貨幣機能（特に価値尺度機能）について知見が得られる可能性があることが示される¹。

2 徳政令とは

2-1 永仁徳政令

永仁徳政令は永仁五年三月（1298）に鎌倉幕府から発布された徳政令の嚆矢であり、基本法である御成敗式目を執政上の必要性から補完する「追加法」として発令された。一部読み下し文を以下に示す。

「一 質券売買地の事 右、地頭・御家人の売得地に於ては 本条を守り 廿箇年を過ぐる者は 本主取返すに及ばず 非御家人併びに凡下の輩の売得地に至りては 年紀の遠近を謂わず 本主之を取返すべし」 ……………(1)

次に訴訟を制限する条が挟まれ、さらに、

「一 右 所領を以て或いは質券に入れ流し売買の条 御家人侘□の基なり 向後に於ては停止に従うべし 以前の沽却の分に至りては 本主領掌せしむべし……（中略）……非御家人 凡下の輩の質券売得地の事 年紀を過ぐると雖も 売主知行すべし」 ……………(2)

1 中世の徳政令全般については定評のある文献（中村（1959）勝俣（1982）、笠松（1983）、寛（2001）、前川（1996）（2014）榎原（2006）等に頼った。また国文学研究資料館『古事類苑』および京都府立京都学・歴史館『東寺百合文著WEB』のデータベースも用いた。東寺百号文書は永仁徳政令の原文の引用元として有名である。

「一 (前略) ……富有の人その利潤を専らにし 窮困の族は佗〇に及ぶか 自今以後は成敗に及ばず…… (後略)」……………(3)

(1) は過去20年以内に売買された御家人の土地を本主(売主=御家人)に戻すこと。後家人以外の者が売買した土地については例外なく売主に戻すこと、(2) はこの措置を取るに至った原因が質入れや売買であり、さらに(3) では金銭貸借について今後は訴えを取り上げない(=成敗に及ばず)と宣言する。

永仁徳政令が御家人救済策であり、幕府から領有を認められた土地(領地)の知行権の快復を目的としたこと、金銭貸借は当事者間での解決を促しており御家人知行権と異なる取扱いがなされている等の特徴は定説として論じられるとおりである。

この時期、農業技術の進歩や貨幣経済の浸透の中で古代荘園制が変質しつつあったが(年貢の銭納の拡がり等)、それでも土地は御家人としてのアイデンティティと一体化しており、鎌倉幕府の統治原理を支えていた。土地を譲渡・喪失することは御家人にとっては人格否定、幕府にとっては統治機構の否定であったといっても過言ではない。つまり、本主之を取返す、本主領掌とは債務の帳消しが主目的ではなく、本来あるべき世の姿を回復することを企図していた。逆に言えば現状はあってはならない状態にあり、その修復手段の一つが永仁徳政令であった²。

2-2 土一揆と私徳政

永仁徳政令から100年以上が経過した15世紀前半、畿内を中心に土一揆が頻発した。中でも「地下人等、徳政と号して蜂起、借書等悉く責め出だし焼く云々(『満濟准后日記』)、「土一揆洛中洛外の堂舎仏閣に盾こもり徳政行わ

2 子孫への譲渡(相伝)はアイデンティティが維持されるため認められていた。しかしそれが何代にも及べば当初、幕府から領地を安堵された経緯の記憶が薄れ私有財産化する。これもその後の変質を促した。

ざれば之を焼拂う由訴訟す（『建内記』）等と記述された正長の土一揆（1428）・嘉吉の土一揆（1441）は有名である。時を同じくして将軍位を巡る幕府内の混乱も事態を複雑にした。

土一揆では在地領主武士（国人）、指導的立場にあった農民が、差し押さえられた領地、農地の返還を求めることが多かった。この背景には、土地の収益資源として価値が認識されはじめ、実質的にその運用を担う自立した経済主体との意識が醸成されていたことが指摘できる。この点を強調するならば、土一揆は、国人にとっての領地と農民にとっての農地、あるいは支配の象徴としての土地、経済資源としての土地の間の競合・緊張関係の中で生じた衝突と言えるだろう³。

また、このころから土地以外の私有財産（馬具・牛車・文具・仏具・小袖・提灯・猿楽の面、葉研等）を質物とした金銭貸借が浸透していたことが『集古文書三十七掟』（永正17年（1520））の記録から知られる。什器などの動産と不動産である農地の返還要求が軌を一にしていたことは、それらが経済活動（消費を含む）に必要な私有財産であるという観念が、動産・不動産を問わず広がっていた可能性を示唆する。つまり土一揆に伴う徳政要求（私徳政・在地徳政とも呼ばれる）は、要求する側の私的経済活動の論理、つまり生産活動・貨幣経済の浸透を反映した経済合理性が見え隠れするという意味で、公的統治システムの枠内にあった永仁徳政令と決定的に異なっている⁴。

3 『歴史叢書36巻』（正長元年（1428））には永仁徳政令がほぼ原形通り転記されている。これは実際に土一揆がそうした要求をしたのではなく、土一揆→私徳政要求→永仁徳政令という連想に従って記述されたものだろう。当時の現実を十分咀嚼できず記憶の中での徳政令を理解した当時の人々の混乱を象徴する。

4 鎌倉時代末期から室町時代にかけての経済発展は、農業を主とする生産活動の進化（供給サイド）によって説明されることが多いが、本郷（2012）は貴族・上級武士・権門等から広まった消費意欲の高まり（需要サイド）の重要性を論じている。

2-3 債務減免要求・徳政担保

15世紀末から16世紀初頭にかけて、最少分返済（債務の一部返済をもって完済とする）を求める騒動が目立つようになる。これらは相当過激な行動を伴っていたらしく、文正元年（1466）京都では、「（土民は）雅意（我意）に任せ……土倉酒屋打ち破り、雑物を取り散ら」したため、在京の侍所が「本銭五分の一を以て質物請くべく旨」を宣言するところに追い込まれている（『大乘院寺社雑事記』）。永正時代（1504～1521）には同様の動きが越中・越前等、地理的にも拡大した。

こうした動きに対し、債権者側は徳政令の適用除外を約する契約（徳政担保）を用いることで対抗している。『法隆寺伍師年會衙記録』（文安2年（1445））「……徳政令の儀有り」と雖も向後の借錢に於いては契約に任せて利を加え員数に随いて必ず返弁有可し」、『柳島宮内助等兵糧借用状』（文禄2年（1594））「たとへ……とくせい入り来たり候へども此の兵糧においては無沙汰なく本利共急渡すまし申す可く……」等の記述例がある。徳政要求と徳政担保の併存は、債権者・債務者が鋭く対立した印象を与えるが、後述するように両者は表裏一体であり、いずれも市場経済・貨幣経済の萌芽なくしてその意味するところを読み取ることはできない⁵。

以上から、徳政令は（A）経済合理性に優先される御家人と土地の一体性を確保することを目的とする初期の徳政令（永仁徳政令）、（B）生産要素としての土地の価値の高まりの中で農民の土地所有観念の変化に伴う徳政令（土一揆に伴う徳政令）、（C）徳政担保条項を伴い相互契約としての経済取引の実情に合わせた徳政令、の三種類に類型化できる⁶。

5 徳政担保の具体的事例は黒田（2003）、黒田（2009）による。

6 土一揆が広がる前には荘園の農民が領主に対して要求を行う荘家一揆（しょうけい）が起きている。荘家一揆では領主への役務提供の減免要求が多く、基本的に荘園内部での利害対立に起因する。要求が受け入れられなければ他の荘園に集団移住する逃散（ちょうさん）が行われた。逃散は荘園経営を内部から脅かすことはあったが、荘園制度そのものを破壊するには

3 徳政令のミクロ経済

3-1 基本的枠組

図1を見よ。 x , y はそれぞれ交換される財, U , V はそれぞれ個人の効用関数 (V の原点は右上方) である。二財賦存量は E^0 , 自発的交換による均衡点は E^1 である。なお, E^1 において V の効用水準は一定に保たれているのは図示上の都合であり, 以下の議論は契約曲線上であれば等しく妥当する。効用が改善されていることが重要である。

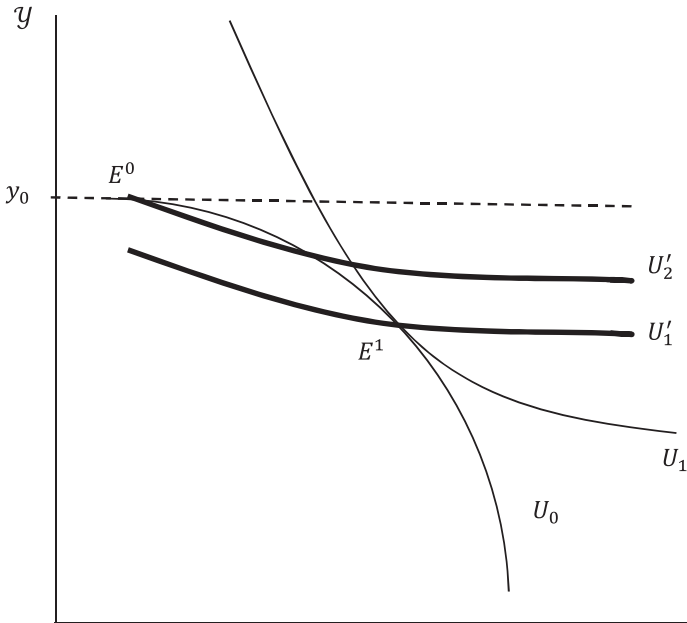


図1

至っていない。この点では農民以外の各層が広範に参加した土一揆とは様相が異なっている。ただ、都市部の金融業者（土倉等）に肩代わりされた年貢滞納分の減免要求が行われた例もあり、これを土一揆・徳政一揆の端緒と評価すれば荘家一揆と土一揆には連続性がある。

さて、ここで何らかの理由により y 財の犠牲を補償する x 財の量が増大し（限界代替率が増加）効用関数がより平坦な U'_1 に変化したとしよう。すると U'_1 は E^0 を通る新たな効用関数 U'_2 を下回るようになってしまう。また図示は省略しているがこれによって形成される新たな契約曲線は（ y 財買い手の無差別曲線が変わらないならば）より左方に位置すると思われる。

少なくとも売り手は交換前の状態に回帰することを求めるか、あるいはより小さくなった交換可能領域の中での再交渉に臨む（新たな交換可能領域内の点を選ばれるか、端点として含まれる E^0 が選ばれるかのいずれか）。いずれにしる新しい無差別曲線群で示される順序関係に従って選択が行われるという意味では不合理ではない。

問題は E^0 が社会的に許容されるかどうかであるが、現代のクーリングオフ制度、旅程予約の取り消し条項等をイメージすれば、条件付きながら許容されているとみてよいだろう。

3-2 取引の解消と対価の返還

y 財の売り手はその売買をキャンセルして y 財を取り戻し、それに対して受け取った x 財を返却しないとしよう。これが永仁徳政令に相当する（図2）。

当初の交換により E^0 から E^1 に移動する。つまり $y_0 - y_1$ を支払って $x_0 - x_1$ を入手する。その後、徳政令によって x 財を返却することなく y 財を取り戻せば \bar{T} に移動する。 \bar{T} が実現するには次のいずれかが満たされる必要がある。

1. 新しい無差別曲線 U'_3 が U'_2 よりもさらに上方にあり \bar{T} を通る（ U'_3 ）。
2. 新しい無差別曲線が水平になる（ \bar{U} ）。つまり y 財について辞書式順序が成立する。

後者から考えよう。 y 財について辞書式順序が成り立つなら、 y 財の持ち主は全量の返還を求めざるを得ない（そうでなければ初期賦存状態 E^0 より悪化する）。しかしこれは完備性を満たさない選好の下で生じる現象だから、

図1での E^0 とは含意が異なっている。辞書式順序の下では y 財の所有者にとっては y 財の所有がいかなる他財の所有にも優先するから、 y 財を所有しない限り他財の所有状況は彼の効用に何の影響も及ぼさない。

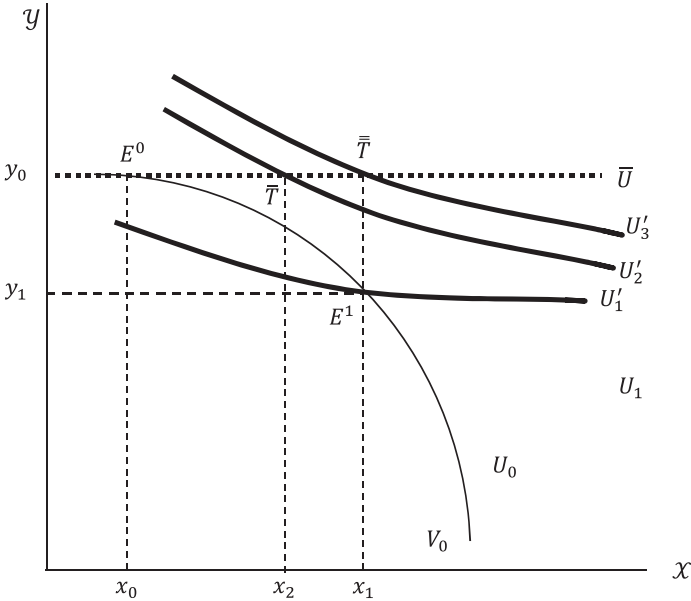


図2

3-3 不法原因給付による返還義務

一方、無差別曲線 U_3' は凸性を維持しているから(選好の順序関係が consistent だから), \bar{T} が実現可能かどうかは当事者の交渉力あるいは社会的な価値判断に依存する。現代においてこのようなケースは想定しにくいだが、人身売買契約等公序良俗に反する契約の無効性がおよそ相当するのではないか。

通常は契約が無効になれば相手方から受け取った財を返還する義務を負い、 E^0 に回帰する。仮に \bar{T} が実現する可能性があるとするれば、当初の対価給付が明確に公序良俗に反する契約を原因とし、給付した財の返還を請求できない不当原因給付が成立する場合だろう。これは不当と見做すことについて

て社会的な合意が得られる事象について、法制度はそれを救済しないというものであり、この時は仮に契約が無効になっても返還義務が生じず \bar{T} が帰結する。

人身売買契約が不当とみなされるのは、それが基本的人権を侵害しており、商取引は基本的人権の枠内で行われるべきだとの社会的合意に反するからだ。つまり人身について辞書式順序が成り立っていると考えられる。よって E^1 は原理的に起こりえず、 E^0 に固定されるか、特殊な条件下で \bar{T} になるかのいずれかであろう。

しかし、ある契約が不当原因給付にあたるかどうかは契約の構造に依存するから、当事者間で一時的に成立した E^1 に司法が介入し、事後的に E^0 または \bar{T} となることもあろう。その時には無差別曲線の凸性は維持され、 y 財に関する時間選好率が高くなっていると思われる。仮に時間選好率が無限大なら限りなく水平に近づくので、見かけ上は2に等しい。しかし、無差別曲線の凸性の有無という決定的な違いがあることに注意が必要である。

3-4 御家人制度と永仁徳政令：類型（A）

改めて永仁徳政令について考えてみよう。鎌倉幕府によって確立された御家人制度は給付される領地と不可分の関係にあり、領地経営を委託されるだけの関係ではない。それゆえに領主の姓が土地の名称と重なるケースが多く、江戸時代のような領主の転封は反乱・謀反等の特殊事例を除けば原則的には起こらなかった。領地（ y 財）は御家人としての人格とそれに由来する権利を保証する仕組みであり両者は不可分であった。現代でも人格と基本的人権は分離できないのと同じである。統治に関する意思決定においては御家人身分＝領地の一意関係が最優先されるから、 E^0 以外の選択はあり得ない⁷。

7 御家人身分の公証＝安堵（あんど）は、本の如くに安堵するという定型文で表現されることが多く、ここでも本（元）と安堵は不可分であった（笠松（1986））。

こうした制度的仕組みにも拘わらずなぜ永仁徳政令が発布されなければならない事態が生じたのか。いうまでもなく、御家人制度を象徴する手段であった土地（領地）が資源として認知される傾向が強まったからに他ならない。農業技術の発展、それに触発された農民の経済活動の担い手としての意識の亢進、領主に対する貢納としてではなく市場取引の可能な財貨として農産物を理解する傾向等、中世を画期する貨幣経済の浸透という現象が背景にあることは頻繁に指摘される通りである。

永仁徳政令が出された15世紀末葉は、御家人制度のもとの土地と経済資源としての土地の間の緊張関係が頂点に至っており、かろうじて御家人制度が優位性を維持しえた時期だったと言えよう。辞書式順序が成立する水平線（ \bar{U} ）は、 y_0 を動かすことはできないが x 財の存在も認知せざるを得なかった不安定な状況を反映するのである。

3-5 土一揆における徳政要求：類型（B）と類型（C）

土一揆の時代になると徳政令の意味合いは大きく変わる。御家人制度の擁護が優先された13世末葉に比べ、15世紀前半には商品経済・貨幣経済の展開に棹さすことはすでに不可能であった。そのことは徳政要求の大半が巨大な荘園領主であった寺社に対する個別の交渉という形だったことから推察できるし、債務減免が主たる要求であったこと自体、金銭貸借自体が社会に根づいていたことを意味する。

なお、この時期に室町幕府も徳政令を出しているが、当時の幕府は京都近辺の限られた地域だけしか統治できない地方政権に近く、実態は私徳政と変わらない。しかし、形式的とはいえ幕府が発布した以上、永仁徳政令のように金銭貸借を門前払いすることは不可能であることを幕府自体が認めていたと考えるべきである。

さて、 x を来期所得とすれば図2を金銭貸借として解釈できる。他方、 y は類型（B）である農地・類型（C）である農地以外の質物・金銭のいずれ

と考えてもよい。問題は質物を取り戻すのに対価として得た金銭 (x) をどれだけ返済すればよいかである。一例として徳政要求が受け入れ E^1 から \bar{T} に移行できたとしよう。つまり、当初の契約と異なり \bar{T} では $x_0 - x_2$ だけ返済すればよく、債務のおよそ三分の二が減免される。 \bar{T} が \bar{T} に近ければ近いほど減免の割合が大きくなり、同時に借り手の無差別曲線がより上位に位置する。

ところで、 \bar{T} が \bar{T} に限りなく近くなれば、先述のように借り手の時間選好率が極端に高くなる、あるいは選好関係の整合性が失われる事態が生じるかもしれない。しかし図示からも理解できるように、 E^0 、 E^1 の位置関係によれば、無差別曲線の傾斜が大きい場合でも \bar{T} が \bar{T} に近づくことは十分可能である。つまり類型 (B) と類型 (C) の違いを理解するうえで必ずしも特殊なケースを想定する必要はなく、両者の間に本質的な相違はない⁸。

このように考えれば15世紀以降に徳政担保文言が頻出するようになったのも首肯できる。つまり、土地と身分の一体性が失なわれれば、それは将来にわたって経済的価値を創出する生産要素の一種であり、したがって資産としての意味しか持ちえない。動産も同様の意味で資産である。将来の収益を現時点での流動性に転換するのが金融取引であるなら、収益の源泉の物理的形狀や所有者の属性は二義的な意味しか持たない。類型 (A) ではこの種の経済論理とは無関係であり、その限りにおいて永仁徳政令は合理性を持ちえた。対して、土一揆以降では、指導的立場にあった商人層・有力農民層が関与した文書の中に徳政担保文言が多く見られるようになるが、それだけ徳政担保が実務的な合理性や必要性を帯びてきたからにはかならない。

したがって、徳政担保文言が例外規定（但し書き）として付記されていた

8 無差別曲線によって説明できれば現代的な意味での経済論理を当てはめることができる。このような合理的精神は社会における法の位置づけにも関わっている。松園 (2020) は室町時代の法令が御法と称された事実から道理に対する法の優位が醸成されてきたと論じるが、御家人制度と領地の関係も道理と法の二項関係から考察できれば興味深い。

ことは当然であった。契約の主旨があくまで貸借契約にあり担保文言はリスクヘッジだったからである。逆に、永仁徳政令では、前提となる御家人身分の保証についてはまったく言及されていない。御家人制度は改めて書く必要のない当然の前提であったからであり、ここにも私徳政の前代からの変化を見ることができる⁹。

4 むすび：貨幣の価値尺度機能の再解釈

4-1 永仁徳政令と価値尺度機能

ここまでの議論に照らし貨幣の価値尺度機能を再考してみたい。貨幣の価値尺度機能は財が持つ種々の属性から将来実現される収益（の現在価値）を抽出し、貨幣に複写することによって機能する。このため物理的属性が異なる複数の財を一元的に評価・比較できる¹⁰。

ところが、永仁徳政令を發布した幕府にとって領地は御家人としての地位保全のための象徴・記号であった。むろん実態としては収益資産に他ならないが、それを公認することは統治原理の否定につながりかねない。領地は貨

9 古代から中世にかけて売買・譲渡された財を一定条件の下で元の持ち主に返却する行為を指す言葉があった。「商返し」は現代のクーリングオフに近く折口信夫が万葉集「商返し めすとの御法 あらばこそ 吾が下衣 返し給はめ」の用例を指摘したことで知られる。「悔返し」は御成敗式目第20条「悔い還さしむるに至つては何の妨げ有らんや」に例があるように主に武家の所領について用いられた。「戻り」は天変地異や天皇・領主の代替わりの際に世の中が生まれ変わる・元の姿に戻ることを指し「天下土（動）乱行われ候ども」（河内神前助左衛門田地売券，天文5年（1536））、「天下一道の御徳政行われ、国替・御代替・御検地御座候ども」（河内若左衛門畠藪地売券，元和8年（1622））といった例がある。これらは十分に私徳政の口実となりえただろう。

10 勝俣（1982）によれば古代・中世においては財には物理的属性のみならず所有者の霊性が付随しており、市場（いちば）はそれらをいかにして財から断ち切るか、断ち切れないかがせめぎあう場所であった。このため「厄を祓う」は「対価を払う」と重なり合うとの推察が可能である。

幣とは別次元に座標づけられなければならない。本稿ではこれを辞書式順序として説明した。

4-2 徳政担保と価値尺度機能

共通尺度は物事の比較において必要である。そして財を比較する必要がある典型的な場面は交換が行われるときだろう。交換は必要な財を入手するために手持ちの財を手放す行為だから、ひとたび財を入手すればそこで交換は終わる。言い換えれば、貨幣の尺度機能を經由して行われたコア配分は不可逆的である（コア配分から初期点に戻る理由はない）。つまり、貨幣が介在する交換では徳政担保を求めることがリスク回避の観点から合理的であり、それが徳政担保文言であることは前節で示した通りである。

4-3 債務減免と価値尺度機能

土一揆での私徳政と永仁徳政令の相違は価値尺度機能との関連でも説明できる。債務減免は締結された契約の契約内容の修正にほかならないから、当初債務の価値を契約時点に遡って測定しなおすことと考えることができる。したがってどのような割合であれ債務が残る以上、貸借契約自体は消滅していない。つまり貨幣による価値の複写を必ず伴っており、契約自体が否定される永仁徳政令の論理とは根本的に異なっている。よって交換の不可逆性は維持され、戻り（脚注(9)）が正当化されることはない¹¹。

実際、私徳政は幕府や有力寺社が自発的に発令したのではなく土一揆の要求に応じる形で行われた。いわば債務者側の都合から発しており、これは

11 交換の不可逆性は贈与の理解にも関わる。贈与は片務的な所有権移転であり受け取る側的人格的恭順（贈与者と被贈与者の力関係の違い）を含む（小田（1986））。贈与に対してお返しをする風習は疑似的な双務関係を作り不可逆性を確立する行為と考えることができる。また桜井（2011）は現代のような市場機能がなかった時代には、有力者が被支配者から貢納を受けそれを別の被支配者に贈与する流れが財の流通を補完していたと論じている。

無差別曲線の形状が事後的に変化した結果として解釈できる。無差別曲線の形状変化を含意する歴史的事実を確認することは難しいが、当面は債務免除される年期を定めた私徳政を傍証としたい。たとえば過去15年に限り債務免除とした近江奥島・北津田両庄徳政令（嘉吉元年（1441））、21年とした北畠具方証文（長享元年（1487））があるが、債務者の無差別曲線の平坦化が年期とその時点の間に生じたと解釈できるのではないか。

また、黒川（1966）が主張するように私徳政に伴う債務減免要求がほぼ慣習化・定型化されていたとすれば、借手・貸手双方にとって最終的な落どころ（ \bar{T} ）は折り込み済みであり、 E^0 から E^1 への移動は \bar{T} に到達するための儀礼的な手続きになる。これは農村の経済秩序がある程度安定してはじめて可能になることだろう。加えて一揆という言葉から想像される暴力的な色合いは希釈され、一定の形式・手続きが必要な訴訟の一形態として理解できる可能性も生じる（神田（2001））。

他方、飢饉によって存立の危機に瀕した農村が切羽詰まって私徳政要求を先鋭化させたという議論もあり（藤木（2001））、この場合には生存がすべてに優先される辞書式順序として理解できるだろう。

日本の中世は円滑な経済活動のための工夫が案出され、それらの多くは現代にも生かされている。そうであれば、表記方法や実務上の慣行に違いがあったとしても伏流する論理はさほど変わっていないと想像できる。この小論ではそうした観点から徳政令を題材に貨幣機能の再解釈を試みた。この上は信頼できる史料によって本稿の議論を裏づけることが必要である。筆者の能力を超える恐れを抱きつつも検討を続けていきたい。

参考文献

- 伊藤俊一 (2021), 『荘園 — 壘田永代私財法から応仁の乱まで』, 中公新書
- 榎原雅治 (2006), 室町殿の徳政について, 『国立民族歴史博物館研究報告』
- 小田雄三 (1986), 古代・中世の出挙, 『日本の社会史 4 負担と贈与』所収, 岩波書店
- 筧 雅博 (2001), 『蒙古襲来と徳政令』, 講談社
- 笠松宏至 (1983), 『徳政令 — 中世の法と慣習 —』, 岩波書店
- (1986), 中世の安堵, 『日本の社会史 4 負担と贈与』所収, 岩波書店
- 勝俣鎮夫 (1982), 『一揆』, 岩波書店
- (1986), 売買・質入れと所有観念, 『日本の社会史 4 負担と贈与』所収, 岩波書店
- 神田千里 (2001), 土一揆像の再検討, 『史学雑誌』110巻3号, 史学会
- 黒川直則 (1966), 徳政一揆の評価をめぐる, 『日本史研究』88号
- 黒田基樹 (2003), 十五・十六世紀徳政論序説, 『史苑』第64号1号, 立教大学史学会
- (2009), 在地徳政における諸慣行, 『駿河台法学』第22巻第2号
- 桜井英二 (2011), 『贈与の歴史学 — 儀礼と経済の間 —』, 中公新書
- 田中孝治 (2020), 室町期の東寺における荘園と寺院の会計, 『経営総合科学』, 愛知大学
- 中村吉治 (1959), 『徳政と土一揆』, 至文堂
- 藤木久志 (2001), 応仁の乱の底流を生きる — 飢餓難民・徳政一揆・足軽たち —, 『飢餓と戦争の戦国を行く』所収, 朝日新聞社
- 本郷恵子 (2012), 『蕩尽する中世』, 新潮選書
- 前川祐一郎 (1996), 「情報」としての徳政令 — 嘉吉元年の土一揆と室町幕府徳政令の検討から —, 『遙かなる中世』15巻所収, 東京大学文学部国史学研究室
- (2014), 室町幕府徳政令のかたち, 『日本史の森をゆく』所収, 東京大学史料編纂所
- 松園潤一郎 (2020), 室町幕府の法概念に関する覚書, 『一橋法学』第19巻第1号